

令和6年度〔第1四半期〕随意契約の結果（500万円以上の工事、物品、委託）

健康医療福祉部

(注)※1、※2の説明

表頭欄の「根拠法令」(※1)は、随意契約ができる場合について規定している地方自治法施行令第167条の2第1項の1号から9号のうち該当する号を記入し、2号の場

契約担当組織の名称	事業名	契約内容	契約期間(履行期間) (物品購入契約(単価契約を除く)は契約締結日)	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約とした具体的理由等	根拠法令 ※1	適用 類型 ※2
健康福祉政策課	滋賀県地域生活定着支援センター事業委託	再犯防止のために福祉的支援を必要とする人の地域生活への定着支援	令和6年4月1日～令和7年3月31日	社会福祉法人グロー	30,212,000	保護観察所や刑務所等の司法機関との連携・調整という専門的かつ特殊なノウハウを必要とすることから、他に代替しうる者はいないため。	2	3イ
医療政策課	小児救急電話相談事業委託	県内に居住または滞在している小児の保護者等からの電話相談受付および家庭での対処法等や医療機関受診の要否等につき助言等を実施	令和6年4月1日～令和7年3月31日	株式会社メディカル・コンシェルジュ	16,275,732	本業務委託は、小児の保護者等から寄せられる病気やけが等の多様な相談に対して、保健師・看護師等による的確な助言相談ができることが必要であり、また、必要に応じて小児科医師による支援を要請できる体制の確保も求められる。このため、競争入札には適さないことから、プロポーザル方式により契約の相手方を選定したため。	2	4
医療政策課	予防のためのこどもの死亡検証体制整備モデル事業委託	子どもが死亡した時に、複数の機関や専門家が、子どもの既往歴や家族背景、死に至る直接の経緯等に関する情報をもとに検証を行う	令和6年4月1日～令和7年3月31日	国立大学法人滋賀医科大学	10,703,000	医師会、法医学、検察、警察、保健所との間で連携・協力体制をとりながら実施していく事業であり、県内で法医解剖を行っており、法医学ならびに小児医療の専門的知識を有し、かつ、関係機関とも連携協力体制をとって本事業を実施する団体は本団体以外にないため。	2	3イ
健康危機管理課	肝疾患診療地域連携体制強化事業委託	肝疾患診療連携拠点病院等連絡協議会の運営や肝炎相談センターの設置等拠点病院事業等の委託	令和6年4月1日～令和7年3月31日	滋賀医科大学医学部附属病院	7,878,000	国庫補助事業であり、肝炎相談センターは肝疾患診療連携拠点病院に設置することとなっていることから、他に代替しうる者はいないため。	2	3イ
健康危機管理課	風しん抗体検査事業委託	風しん抗体検査の医療機関委託	令和6年4月1日～令和7年3月31日	一般社団法人滋賀県医師会・一般社団法人滋賀県病院協会・その他医療機関(6箇所)	12,001,000	当事業は、医療機関しか実施することができない。広く事業を実施するには多くの医療機関が必要であり、当該団体は県内の診療所を取りまとめる唯一の団体である。	2	3イ
健康しが推進課	障害児(者)歯科治療事業委託	一般の歯科診療所での診療が困難な障害児(者)の歯科診療	令和6年4月1日～令和7年3月31日	一般社団法人滋賀県歯科医師会	53,300,000	障害児(者)の歯科治療を実施するためには、一般の歯科治療に要する装置、器具に加え、特殊な歯科治療設備を要する。滋賀県歯科医師会口腔衛生センターにおいては、障害児(者)に対する歯科治療、指導等を実施する機関として施設整備と安全で適切な歯科治療対応ができるスタッフが確保できており、他に代替しうるものがないため。	2	3イ

契約担当組織 の名称	事業名	契約内容	契約期間(履行期間) (物品購入契約(単価契約を除く)は契約締 結日)	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約とした具体的理由等	根拠 法令 ※1	適用 類型 ※2
健康しが推進課	令和6年度難病相談支 援センター事業委託	難病患者の相談支援に かかる事業等	令和6年4月1日～令和7年3月31日	特定非営利活動法人 滋賀県難病連絡協議会	11,323,000	当該団体は、難病患者で構成されている県内唯一の団体であり、昭和59年から、毎年約1,500件の相談支援を行っており、難病患者およびその家族の実情を理解し、その人に応じた丁寧な対応ができることから、当該協議会以外に代替しうるものがないため。	2	3イ
健康しが推進課	令和6年度滋賀県臓器 移植連絡調整者設置事 業委託	臓器移植の推進及び臓 器提供者の家族や医療 機関の理解を深めるた めの臓器移植連絡調整 者の設置	令和6年4月1日～令和7年3月31日	公益財団法人滋賀県健 康づくり財団	7,570,000	当該団体は、移植医療に関する普及啓発等を行うことを目的とし設立され、また、臓器移植にかかるあっせん業務などの特殊な業務を遂行するための専門的な技術がある団体であり、他に代替しうるものがないため。	2	3イ
健康しが推進課	令和6年度滋賀県小児 慢性特定疾病児童等療 育相談事業委託	小児慢性特定疾病児童 等療育相談事業の実施	令和6年4月1日～令和7年3月31日	社会福祉法人びわこ学 園	7,545,000	当該団体は、医療的ケアが必要な長期療養児の相談やケア、関係機関との連絡調整について、専門的な知識と技術を有しており、他に代替しうるものがないため。	2	3イ
健康しが推進課	令和6年度難病医療支 援体制推進事業(難病 医療連携協議会運営) 委託	難病医療連携協議会運 営業務	令和6年4月1日～令和7年3月31日	国立大学法人滋賀医科 大学	7,385,000	当該団体は、高度先進医療が実施できるなど、難病患者の診療のための十分な診療体制が整備されており、診療と研究を一体的に行っている県内唯一の大学病院のため、他に代替しうるものがないため。	2	3イ
健康しが推進課	令和6年度滋賀県小児 在宅医療体制整備事業 委託	小児在宅医療体制整備 事業の実施	令和6年4月1日～令和7年3月31日	社会福祉法人びわこ学 園	5,170,000	当該団体は、医療的ケアが必要な重症児に対する保健医療体制の整備について、専門的な知識と技術を有しており、他に代替しうるものがないため。	2	3イ
健康しが推進課	滋賀県がん検診精度管 理事業委託	精度の高いがん検診の 実施を目的とし、がん検 診検討会、検診従事者 講習会の実施	令和6年4月1日～令和7年3月31日	公益財団法人滋賀県健 康づくり財団	5,000,000	当該団体は、がん検診の精度管理の向上に努めており、県内の検診機関のうち、唯一「健康づくり関係技術者研修」を実施するなど、精度管理の技術力が高く、他に代替しうるものはないため。	2	3イ
医療福祉推進課	外国人介護人材受入支 援事業委託	外国人介護人材の受入 れに関する相談支援お よび研修実施	令和6年4月1日～令和7年3月31日	一般社団法人滋賀県介 護老人保健施設協会	29,830,000	外国人介護人材の受入制度に精通し、対象国と通訳可能な職員および外国人介護人材の指導を行える職員を確保でき、介護の専門知識と技術に基づく支援を行え、かつ県内の事業者団体や職能団体の協力と密接な連携体制のもとで事業展開が図れるのは当該団体以外にないため。	2	3イ
医療福祉推進課	障害者介護職員養成事 業委託	障害者を対象に介護職 員初任者研修を実施 し、介護職員の養成を 行う業務	令和6年4月1日～令和7年3月31日	特定非営利活動法人滋 賀県社会就労事業振興 センター	9,338,000	当該事業は障害者支援に関する知識と経験に加え、介護サービス事業所等との密接な連携が求められるが、そのような知識と経験を有し、障害者の就労支援、企業・労働・教育・保健・医療等の関係機関・団体とのネットワーク構築に関する事業を行い、全県下を対象に活動するのは当該団体のみであるため。	2	3イ

契約担当組織の名称	事業名	契約内容	契約期間(履行期間) (物品購入契約(単価契約を除く)は契約締結日)	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約とした具体的理由等	根拠法令※1	適用類型※2
医療福祉推進課	介護職員チームリーダー養成研修事業委託	介護職員チームリーダー養成研修実施	令和6年4月1日～令和7年3月31日	社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会	10,298,000	当該研修は多職種連携力や指導・評価力、サービスマネジメント力などを身に付ける研修であり、研修実施者には高度な技術やノウハウの蓄積に加え、研修を的確に遂行できる講師確保が求められるが、実施可能な団体は社会福祉法により「社会福祉を目的とする事業に従事する者の養成及び研修」を行う機関とされ、これまでの実践により高度な技術やノウハウが蓄積され、幅広い領域の講師を確保しているのは当該団体のみであるため。	2	3イ
医療福祉推進課	滋賀の福祉人育成研修事業委託	滋賀の福祉人育成研修実施	令和6年4月1日～令和7年3月31日	社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会	13,694,000	当団体は社会福祉法に基づき「社会福祉を目的とする事業に従事する者の養成及び研修」を行う機関であり社会福祉事業従事者の養成・研修にかかる経験や人材の蓄積があり、経年的に同水準の研修を実施するために、必須となる人材養成の実績とノウハウを有する唯一の団体であるため。	2	3イ
医療福祉推進課	介護支援専門員研修事業委託	介護支援専門員法定研修実施	令和6年4月1日～令和7年3月31日	社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会	61,801,000	当団体は社会福祉法に基づき「社会福祉を目的とする事業に従事する者の養成及び研修」を行う機関であり社会福祉事業従事者の養成・研修にかかる経験や人材の蓄積があり、経年的に同水準の研修を実施するために、必須となる人材養成の実績とノウハウを有する唯一の団体であるため。	2	3イ
医療福祉推進課	喀痰吸引等研修事業(第一号、第二号研修)委託	介護職員喀痰吸引等研修実施	令和6年4月1日～令和7年3月31日	社会福祉法人華頂会	9,660,000	介護職員の育成を行っており、喀痰吸引に関する専門的知識があり、指導実績も豊富であることから、他に代替しうる者はいないため。	2	3イ
医療福祉推進課	滋賀県福祉人材センター運営事業委託	福祉人材センターの運営にかかる業務	令和6年4月1日～令和7年3月31日	社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会	6,745,000	社会福祉法第93条に基づき、社会福祉事業従事者の確保を目的に設立された法人であり、都道府県毎に一個に限り指定できる都道府県センターとしての指定を行っている唯一の団体であるため。	2	3イ
医療福祉推進課	介護現場革新に向けた先駆的モデル事業所創出事業委託	介護現場革新に向けた先駆的モデル事業所を創出するための伴走支援にかかる事業委託	令和6年6月4日～令和7年3月31日	株式会社善光総合研究所	6,655,000	国ガイドラインを活用して介護事業所の課題抽出を行い、課題解決に向けた相談対応・助言等を行うコンサルティング支援については、介護現場における業務改善等にかかる専門的なノウハウを持つ業務アドバイザーを必要とする等の要件があるため競争入札に適しないことから、プロポーザル方式により契約の相手方を選定したため。	2	4
医療福祉推進課	介護・福祉人材確保緊急支援事業委託	福祉人材センターを支援拠点とした介護・福祉人材の確保、育成、定着促進にかかる業務	令和6年4月1日～令和7年3月31日	社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会	53,825,000	社会福祉法第93条に基づき、社会福祉事業従事者の確保を目的に設立された法人であり、都道府県毎に一個に限り指定できる都道府県センターとしての指定を行っている唯一の団体であるため。	2	3イ

契約担当組織の名称	事業名	契約内容	契約期間(履行期間) (物品購入契約(単価契約を除く)は契約締結日)	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約とした具体的理由等	根拠法令※1	適用類型※2
医療福祉推進課	介護支援専門員試験運営事務事業委託	介護支援専門員試験運営事務の委託	令和6年4月1日～令和7年3月31日	滋賀県介護支援専門員連絡協議会	6,584,000	当該試験運営にかかる事務の円滑な実施にあたっては、受験資格の審査等において介護職や介護支援専門員にかかる知識や専門性が求められ、当該団体は、介護職や介護支援専門員にかかる知識を十分に備えた職員を多数雇用している県内唯一の介護支援専門員の職業団体であるため。	2	3イ
医療福祉推進課	介護現場革新の推進に係るワンストップ型窓口事業委託	介護現場革新の推進に係るワンストップ型窓口(滋賀県介護現場革新サポートデスク)における専門相談支援、研修・企画、体験展示、試用貸出および関係機関連携にかかる事業委託	令和6年4月1日～令和7年3月31日	社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会	14,255,000	当該団体は、社会福祉法第110条第2項に基づき「社会福祉を目的とする事業に従事する者の養成及び研修」を行う機関として、これまでから介護従事者に対する研修を実施しており、「滋賀県社会福祉研修センター」や「滋賀県福祉用具センター」の運営を行っていることから、介護現場革新(業務改善、生産性向上等)に資する技術やノウハウが蓄積されている団体であり、かつ県内の様々な事業者団体や職能団体との関係構築がなされており、こうした団体は当該団体以外にはないため。	2	3イ
医療福祉推進課	滋賀県福祉人材バンク運営事業委託	県北部における福祉人材センターの支所(福祉人材バンク)の運営にかかる業務	令和6年4月1日～令和7年3月31日	社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会	14,931,000	社会福祉法第93条に基づき、社会福祉事業従事者の確保を目的に設立された法人であり、都道府県毎に一個に限り指定できる都道府県センターとしての指定を行っている唯一の団体であるため。	2	3イ
医療福祉推進課	主任介護支援専門員更新研修事業委託	主任介護支援専門員更新研修実施	令和6年4月1日～令和7年3月31日	滋賀県介護支援専門員連絡協議会	6,316,000	当該団体は、介護支援専門員の職能団体として、主任介護支援専門員の研修にかかる経験や人材の蓄積があり、経年的に同水準の研修を実施するために、必須となる人材養成の実績とノウハウを有する唯一の団体であるため。	2	3イ
障害福祉課	高次脳機能障害支援センター運営事業	高次脳機能障害に関する相談支援、支援従事者に対する研修、啓発等	令和6年4月1日～令和7年3月31日	社会福祉法人グロー	12,663,000	社会福祉法人グローは、県立むれやま荘を運営し、その支援においてノウハウを蓄積していることおよび県内の高次脳機能障害に関する唯一の当事者支援団体である高次脳機能障害友の会しがの後方支援の役割を担っており、効果的な支援を実施できる唯一の団体であるため。	2	3イ
障害福祉課	障害者権利擁護対策事業	・障害者虐待防止に係る業務 ・障害者の権利擁護に係る相談対応等	令和6年4月1日～令和7年3月31日	社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会	6,275,000	(福)滋賀県社会福祉協議会は、障害者虐待にかかる未然防止等に関し、地域における関係機関・団体等と幅広くネットワークを有し、かつ、権利擁護について精通する県内唯一の団体であり、他に代替しうるものがないため。	2	3イ
障害福祉課	自立支援医療費審査支払事務委託	自立支援医療費にかかる診療報酬の審査支払事務(単価契約)	令和6年4月1日～令和7年3月31日	滋賀県国民健康保険団体連合会	15,224,820	障害者総合支援法の規定により当該事務を委託できる県内唯一の機関であるため。	2	1
障害福祉課	自立支援医療費審査支払事務委託	自立支援医療費にかかる診療報酬の審査支払事務(単価契約)	令和6年4月1日～令和7年3月31日	社会保険診療報酬支払基金滋賀支部	13,593,996	障害者総合支援法の規定により当該事務を委託できる県内唯一の機関であるため。	2	1

契約担当組織 の名称	事業名	契約内容	契約期間(履行期間) (物品購入契約(単価契約を除く)は契約締 結日)	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約とした具体的理由等	根拠 法令 ※1	適用 類型 ※2
障害福祉課	令和6年度重症心身障 害児者・医療的ケア児 等支援センター事業	重症心身障害児者・医 療的ケア児等支援セン ターの運営、相談窓口 および各種研修等の開 催	令和6年4月1日 ~ 令和7年3月31日	社会福祉法人びわこ学 園	22,693,000	重症心身障害児者を経営し、当該委託業務を適 切に運営するために必要な医療的専門性や障 害福祉サービス全般に対する知識を有する唯一 の者であるため。	2	3イ
障害福祉課	視覚障害者社会参加促 進事業委託	視覚障害者の社会参加 を促進するため情報提 供・生活訓練等の事業 を実施	令和6年4月1日 ~ 令和7年3月31日	社会福祉法人滋賀県視 覚障害者福祉協会	5,415,000	(福)滋賀県視覚障害者福祉協会は視覚障害者 福祉を目的に設立された団体であり、視覚障害 者への広報事業や点訳・音訳ボランティア、同行 援護従業者の養成研修等に精通する唯一の団 体であるため。	2	3イ
障害福祉課	障害者ICTセンター・ICT サロン運営事業委託	障害者ICTセンターおよ びICTサロンを設置し運 営	令和6年4月1日 ~ 令和7年3月31日	特定非営利活動法人滋 賀県社会就労事業振興 センター	12,420,000	滋賀県社会就労事業振興センターは、就労系障 害福祉サービス事業所を会員に持ち障害者の 就労と社会参加の促進を図るため、障害者の新 たな就労の場の確保、新規計画の実施、就労相 談活動、営業、相談活動、情報収集、調査活 動、新しい仕事の開拓を実施し、ICTを活用した 障害者の就労支援に精通している県内でただ一 つの団体であるため。	2	3イ
障害福祉課	盲ろう者社会参加促進 事業委託	盲ろう者に対し、生活訓 練、コミュニケーション手 段の確保等を行い、社 会参加を促進	令和6年4月1日 ~ 令和7年3月31日	特定非営利活動法人し が盲ろう者友の会	22,846,000	本事業は、視覚と聴覚とに重複して障害をもち、 コミュニケーションの困難さから生じる生活の悩 みや不安を抱えている盲ろう者の相談対応を目 的としていることから、その実施にあたっては、 盲ろう者福祉の専門性を有すること、盲ろう者福 祉に対する理解と経験を有することから、特定非 営利活動法人しが盲ろう者友の会の他にはない ため。	2	3イ
障害福祉課	滋賀県障害者就業・生 活支援センター事業	支援対象障害者の就業 およびこれに伴う日常 生活または社会生活を 支援	令和6年4月1日 ~ 令和7年3月31日	特定非営利活動法人 「おおつ障害者の生活と 労働」協議会	9,114,000	障害者の雇用の促進等に関する法律第27条の 規定に基づき同法による障害者就業・生活支援 センターの指定を受けることが条件となってお り、他に代替しうる者はいないため。	2	3イ
障害福祉課	滋賀県障害者就業・生 活支援センター事業	支援対象障害者の就業 およびこれに伴う日常 生活または社会生活を 支援	令和6年4月1日 ~ 令和7年3月31日	社会福祉法人あすこ みっと	9,114,000	障害者の雇用の促進等に関する法律第27条の 規定に基づき同法による障害者就業・生活支援 センターの指定を受けることが条件となってお り、他に代替しうる者はいないため。	2	3イ
障害福祉課	滋賀県障害者就業・生 活支援センター事業	支援対象障害者の就業 およびこれに伴う日常 生活または社会生活を 支援	令和6年4月1日 ~ 令和7年3月31日	社会福祉法人しがらき 会	9,114,000	障害者の雇用の促進等に関する法律第27条の 規定に基づき同法による障害者就業・生活支援 センターの指定を受けることが条件となってお り、他に代替しうる者はいないため。	2	3イ
障害福祉課	滋賀県障害者就業・生 活支援センター事業	支援対象障害者の就業 およびこれに伴う日常 生活または社会生活を 支援	令和6年4月1日 ~ 令和7年3月31日	社会福祉法人わたむき の里福祉会	9,114,000	障害者の雇用の促進等に関する法律第27条の 規定に基づき同法による障害者就業・生活支援 センターの指定を受けることが条件となってお り、他に代替しうる者はいないため。	2	3イ
障害福祉課	滋賀県障害者就業・生 活支援センター事業	支援対象障害者の就業 およびこれに伴う日常 生活または社会生活を 支援	令和6年4月1日 ~ 令和7年3月31日	社会福祉法人ひかり福 祉会	9,114,000	障害者の雇用の促進等に関する法律第27条の 規定に基づき同法による障害者就業・生活支援 センターの指定を受けることが条件となってお り、他に代替しうる者はいないため。	2	3イ

契約担当組織の名称	事業名	契約内容	契約期間(履行期間) (物品購入契約(単価契約を除く)は契約締結日)	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約とした具体的理由等	根拠法令※1	適用類型※2
障害福祉課	滋賀県障害者就業・生活支援センター事業	支援対象障害者の就業およびこれに伴う日常生活または社会生活を支援	令和6年4月1日～令和7年3月31日	社会福祉法人湖北会	9,114,000	障害者の雇用の促進等に関する法律第27条の規定に基づき同法による障害者就業・生活支援センターの指定を受けることが条件となっており、他に代替しうる者はいないため。	2	3イ
障害福祉課	滋賀県障害者就業・生活支援センター事業	支援対象障害者の就業およびこれに伴う日常生活または社会生活を支援	令和6年4月1日～令和7年3月31日	社会福祉法人ゆたか会	9,114,000	障害者の雇用の促進等に関する法律第27条の規定に基づき同法による障害者就業・生活支援センターの指定を受けることが条件となっており、他に代替しうる者はいないため。	2	3イ
障害福祉課	障害福祉サービス事業所の仕事おこし支援事業委託	障害者の就労収入の向上を図るため、事業所の仕事おこしを総合的に支援	令和6年4月1日～令和7年3月31日	特定非営利活動法人滋賀県社会就労事業振興センター	9,500,000	当該事業者は、平成10年度に就労支援事業所等における事業を振興し、そこで働く障害者の自立を支援することを目的に、県内の大多数の事業所が加盟して設立された唯一の団体であり、就労支援事業の振興に関する経験・ノウハウを有する事業者は他に例がなく、代替性が認められないため。	2	3イ
障害福祉課	ビルメンテナンス研修による障害者就労促進事業委託	障害者を対象としたビルメンテナンス業務に関する研修の実施、障害者雇用を行っている企業に対する障害特性理解や環境整備に係る支援	令和6年4月1日～令和7年3月31日	特定非営利活動法人滋賀県社会就労事業振興センター	6,908,000	本事業は、清掃をはじめとするビルメンテナンス業務について学ぶことによる障害者の就労促進を目的としており、障害者の就労支援や個々の障害特性に係る知識と経験および障害福祉サービス事業所等との連携を図った事業執行が求められるところ、当該事業者は、障害者の就労の促進等を目的とし、滋賀県自立支援協議会就労部会の事務局として、就労に関する県の現状・課題を把握し、なおかつ、各事業所や企業団体との繋がりをもち、全県下を対象に活動する団体はほかにないため。	2	3イ
障害福祉課	障害者就労ネットワーク事業	関係機関・団体等を交えた協議の場の設置によるネットワーク構築および入職前研修・交流会および入職後向けフォローアップ研修等の実施	令和6年4月1日～令和7年3月31日	特定非営利活動法人滋賀県社会就労事業振興センター	5,204,000	当該事業者は、平成10年度に県内の大多数の事業所が加盟して設立された唯一の団体であり、障害者の就労の促進等を目的とし、滋賀県自立支援協議会就労部会の事務局として、就労に関する県の現状・課題を把握し、なおかつ、各事業所や企業団体との繋がりをもち全県下を対象に活動する団体はほかになく、代替性が認められないため。	2	3イ
障害福祉課	聴覚障害者コミュニケーション確保対策事業委託	聴覚障害者のコミュニケーション確保のために必要な意思疎通支援者の派遣や養成等の実施	令和6年4月1日～令和7年3月31日	社会福祉法人滋賀県聴覚障害者福祉協会	17,403,000	県立聴覚障害者センターの指定管理者である(社福)滋賀県聴覚障害者福祉協会以外代替しうる者がいないため。	2	3イ
障害福祉課	滋賀県障害者自立支援協議会運営・地域・支援体制強化事業	各種会議の運営や、地域の相談支援体制の強化、研修会の実施による人材育成事業	令和6年4月1日～令和7年3月31日	社会福祉法人グロー	35,883,852	県全域・各福祉圏域の自立支援協議会等の活動と密接に関係を持ち、地域支援や人材育成を行う唯一の団体であるため。	2	3イ
障害福祉課	障害児(者)地域生活ネットワーク支援事業委託	地域の障害者支援ネットワークへの支援	令和6年4月1日～令和7年3月31日	社会福祉法人びわこ学園	6,000,000	福祉圏域を対象とする事業であり、市町をはじめ圏域の関係者の了解のある事業者に委託するものであり、他に代替しうる者はいないため。	2	3イ

契約担当組織 の名称	事業名	契約内容	契約期間(履行期間) (物品購入契約(単価契約を除く)は契約締 結日)	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約とした具体的理由等	根拠 法令 ※1	適用 類型 ※2
障害福祉課	障害児(者)地域生活 ネットワーク支援事業委 託	地域の障害者支援ネッ トワークへの支援	令和6年4月1日～令和7年3月31日	社会福祉法人湖南会	6,000,000	福祉圏域を対象とする事業であり、市町をはじめ圏域の関係者の了解のある事業者へ委託するものであり、他に代替しうる者はいないため。	2	3イ
障害福祉課	障害児(者)地域生活 ネットワーク支援事業委 託	地域の障害者支援ネッ トワークへの支援	令和6年4月1日～令和7年3月31日	社会福祉法人グロー	6,000,000	福祉圏域を対象とする事業であり、市町をはじめ圏域の関係者の了解のある事業者へ委託するものであり、他に代替しうる者はいないため。	2	3イ
障害福祉課	障害児(者)地域生活 ネットワーク支援事業委 託	地域の障害者支援ネッ トワークへの支援	令和6年4月1日～令和7年3月31日	社会福祉法人蒲生野会	6,000,000	福祉圏域を対象とする事業であり、市町をはじめ圏域の関係者の了解のある事業者へ委託する必要がある、他に代替しうる者はいないため。	2	3イ
障害福祉課	障害児(者)地域生活 ネットワーク支援事業委 託	地域の障害者支援ネッ トワークへの支援	令和6年4月1日～令和7年3月31日	社会福祉法人とよさと	6,000,000	福祉圏域を対象とする事業であり、市町をはじめ圏域の関係者の了解のある事業者へ委託するものであり、他に代替しうる者はいないため。	2	3イ
障害福祉課	障害児(者)地域生活 ネットワーク支援事業委 託	地域の障害者支援ネッ トワークへの支援	令和6年4月1日～令和7年3月31日	社会福祉法人滋賀県障 害児協会	6,000,000	福祉圏域を対象とする事業であり、市町をはじめ圏域の関係者の了解のある事業者へ委託するものであり、他に代替しうる者はいないため。	2	3イ
障害福祉課	障害児(者)地域生活 ネットワーク支援事業委 託	地域の障害者支援ネッ トワークへの支援	令和6年4月1日～令和7年3月31日	社会福祉法人虹の会	6,000,000	福祉圏域を対象とする事業であり、市町をはじめ圏域の関係者の了解のある事業者へ委託するものであり、他に代替しうる者はいないため。	2	3イ
障害福祉課	精神障害者相談支援体 制整備事業委託	各圏域に、相談支援に 関するアドバイザーを配 置し、地域のネットワ ーク構築に向けた指導・調 整等の広域的支援を行 う	令和6年4月1日～令和7年3月31日	医療法人藤樹会	6,334,000	本事業は保健福祉圏域単位で、精神障害者の地域生活支援を推進していく仕組みをつくるため、関係機関が連携を図りながら実施する事業であり、委託先を福祉圏域を対象として相談支援事業を運営する社会福祉法人等としていることから、他に代替しうる者はいないため。	2	3イ
障害福祉課	精神障害者相談支援体 制整備事業委託	各圏域に、相談支援に 関するアドバイザーを配 置し、地域のネットワ ーク構築に向けた指導・調 整等の広域的支援を行 う	令和6年4月1日～令和7年3月31日	医療法人周行会	6,334,000	本事業は保健福祉圏域単位で、精神障害者の地域生活支援を推進していく仕組みをつくるため、関係機関が連携を図りながら実施する事業であり、委託先を福祉圏域を対象として相談支援事業を運営する社会福祉法人等としていることから、他に代替しうる者はいないため。	2	3イ
障害福祉課	精神障害者相談支援体 制整備事業委託	各圏域に、相談支援に 関するアドバイザーを配 置し、地域のネットワ ーク構築に向けた指導・調 整等の広域的支援を行 う	令和6年4月1日～令和7年3月31日	社会福祉法人さわらび 福祉会	6,334,000	本事業は保健福祉圏域単位で、精神障害者の地域生活支援を推進していく仕組みをつくるため、関係機関が連携を図りながら実施する事業であり、委託先を福祉圏域を対象として相談支援事業を運営する社会福祉法人等としていることから、他に代替しうる者はいないため。	2	3イ

契約担当組織 の名称	事業名	契約内容	契約期間(履行期間) (物品購入契約(単価契約を除く)は契約締 結日)	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約とした具体的理由等	根拠 法令 ※1	適用 類型 ※2
障害福祉課	精神障害者相談支援体制整備事業委託	各圏域に、相談支援に関するアドバイザーを配置し、地域のネットワーク構築に向けた指導・調整等の広域的支援を行う	令和6年4月1日～令和7年3月31日	一般社団法人水口病院	6,334,000	本事業は保健福祉圏域単位で、精神障害者の地域生活支援を推進していく仕組みをつくるため、関係機関が連携を図りながら実施する事業であり、委託先を福祉圏域を対象として相談支援事業を運営する社会福祉法人等としていることから、他に代替しうる者はいないため。	2	3イ
障害福祉課	精神障害者相談支援体制整備事業委託	各圏域に、相談支援に関するアドバイザーを配置し、地域のネットワーク構築に向けた指導・調整等の広域的支援を行う	令和6年4月1日～令和7年3月31日	社会福祉法人わたむきの里福祉会	6,334,000	本事業は保健福祉圏域単位で、精神障害者の地域生活支援を推進していく仕組みをつくるため、関係機関が連携を図りながら実施する事業であり、委託先を福祉圏域を対象として相談支援事業を運営する社会福祉法人等としていることから、他に代替しうる者はいないため。	2	3イ
障害福祉課	精神障害者相談支援体制整備事業委託	各圏域に、相談支援に関するアドバイザーを配置し、地域のネットワーク構築に向けた指導・調整等の広域的支援を行う	令和6年4月1日～令和7年3月31日	社会福祉法人きぼう	6,334,000	本事業は保健福祉圏域単位で、精神障害者の地域生活支援を推進していく仕組みをつくるため、関係機関が連携を図りながら実施する事業であり、委託先を福祉圏域を対象として相談支援事業を運営する社会福祉法人等としていることから、他に代替しうる者はいないため。	2	3イ
障害福祉課	精神障害者相談支援体制整備事業委託	各圏域に、相談支援に関するアドバイザーを配置し、地域のネットワーク構築に向けた指導・調整等の広域的支援を行う	令和6年4月1日～令和7年3月31日	社会福祉法人とよさと	6,334,000	本事業は保健福祉圏域単位で、精神障害者の地域生活支援を推進していく仕組みをつくるため、関係機関が連携を図りながら実施する事業であり、委託先を福祉圏域を対象として相談支援事業を運営する社会福祉法人等としていることから、他に代替しうる者はいないため。	2	3イ
障害福祉課	精神障害者相談支援体制整備事業委託	各圏域に、相談支援に関するアドバイザーを配置し、地域のネットワーク構築に向けた指導・調整等の広域的支援を行う	令和6年4月1日～令和7年3月31日	医療法人遙山会	6,334,000	本事業は保健福祉圏域単位で、精神障害者の地域生活支援を推進していく仕組みをつくるため、関係機関が連携を図りながら実施する事業であり、委託先を福祉圏域を対象として相談支援事業を運営する社会福祉法人等としていることから、他に代替しうる者はいないため。	2	3イ
障害福祉課	精神障害者相談支援体制整備事業委託	各圏域に、相談支援に関するアドバイザーを配置し、地域のネットワーク構築に向けた指導・調整等の広域的支援を行う	令和6年4月1日～令和7年3月31日	社会福祉法人ひかり福祉会	6,334,000	本事業は保健福祉圏域単位で、精神障害者の地域生活支援を推進していく仕組みをつくるため、関係機関が連携を図りながら実施する事業であり、委託先を福祉圏域を対象として相談支援事業を運営する社会福祉法人等としていることから、他に代替しうる者はいないため。	2	3イ
障害福祉課	精神障害者相談支援体制整備事業委託	各圏域に、相談支援に関するアドバイザーを配置し、地域のネットワーク構築に向けた指導・調整等の広域的支援を行う	令和6年4月1日～令和7年3月31日	社会福祉法人虹の会	6,334,000	本事業は保健福祉圏域単位で、精神障害者の地域生活支援を推進していく仕組みをつくるため、関係機関が連携を図りながら実施する事業であり、委託先を福祉圏域を対象として相談支援事業を運営する社会福祉法人等としていることから、他に代替しうる者はいないため。	2	3イ

契約担当組織の名称	事業名	契約内容	契約期間(履行期間) (物品購入契約(単価契約を除く)は契約締結日)	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約とした具体的理由等	根拠法令 ※1	適用 類型 ※2
障害福祉課	障害者社会参加推進センター運営事業	障害者社会参加推進センター運営事業委託	令和6年4月1日～令和7年3月31日	滋賀県身体障害者福祉協会	7,200,000	社会参加推進センターは身体、知的、精神の三障害の関係団体・機関の協力の下に、障害者の多様な需要の把握から対応までを一本化し、障害者自らの諸種の社会参加促進施策の体系的、効果的、効率的な推進を図り、障害者の地域における自立生活と社会参加を推進することを目的としているところであり、その目的を達成するためには障害の種別に関わらず心身障害者の相談や教養の向上、健康の増進等に総合的に便宜を供与し心身障害者の福祉の増進を図ることを目的とした施設である県立障害者福祉センターの管理運営を行っている法人である(公財)滋賀県身体障害者福祉協会以外に代替する者がいないため。	2	3イ
障害福祉課	滋賀県発達障害者支援センター設置運営事業	発達障害者への専門的な相談支援の実施	令和6年4月1日～令和7年3月31日	社会福祉法人グロー	59,724,000	発達障害者への専門的な支援を実施する職員を確保できる法人であり、他に代替する者がいないため。	2	3イ
障害福祉課	ひきこもり者と家族が孤立しない地域支援体制づくり事業委託	ひきこもり支援に関するネットワークづくり等	令和6年4月1日～令和7年3月31日	社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会	6,790,000	県社会福祉協議会は、ひきこもり当事者・家族支援に継続的に関わり、ノウハウを蓄積し、県内の関係機関と公私協働による地域づくりを実践しており、効果的な支援を実施できる唯一の法人であり、他に代替する者はいないため。	2	3イ
障害福祉課	神経発達症・児童思春期に対する一次医療体制強化事業委託	地域の一般診療医の対応力向上および専門医療と教育・福祉・行政の連携体制の強化の実施	令和6年4月1日～令和7年3月31日	国立大学法人滋賀医科大学	14,010,000	児童・思春期に関する専門的な知識が必要であり、滋賀医科大学は、かねてより児童・思春期医療の研究を行っており、当該事業を委託できる県内唯一の附属病院を有した教育機関であり、他に代替する者はいないため。	2	3イ
生活衛生課	動物保護管理業務委託	野犬等の捕獲、抑留、回収、運搬業務、動物の適正飼養啓発事業等委託	令和6年4月1日～令和7年3月31日	一般財団法人滋賀県動物保護管理協会	59,552,000	野犬等の捕獲にかかる専門的技術を持ち、かつ、動物の適正飼養指導や譲渡・啓発等の動物愛護事業を特定の地域や団体・個人に偏らず本県の全域にわたり総合的に実施できるのは、当団体の他にはないため。	2	3イ
精神保健福祉センター	令和6年度インターネット投票利用実態調査研究業務委託	「ポートレースびわこ」におけるインターネット投票利用者の投票行動等の調査研究	令和6年6月17日～令和7年3月31日	株式会社メトリクスワークコンサルタンツ	8,737,751	精神保健福祉に関する高い専門性を要し、調査や分析の手法は一律のものではないことから、企画提案書によりこの事業の目的に合った実際の調査手法や分析手法を比較・検討し、事業の目的がより効果的に達成できる業者を選定する必要があるため競争入札に適しないことから、プロポーザル方式により契約の相手方を選定したため。	2	4